

まず、市政について、古市議員の質問を許します。古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）おはようございます。私は、まず災害対策について質問いたします。

ことは上田市でも7、8月にゲリラ豪雨や突風に見舞われ、大きな被害が発生いたしました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。共産党市議団では何度か現地調査を行い、ご要望をお聞きしてまいりました。畳を上げ、床板をはいである家、既に全面改装を始めた家もありました。車も使えなくなり、冷蔵庫も台所も心配で使えない、わずかな見舞金ではどうしようもないと話しておられました。市議団では8月10日に総務部長に皆さんの声を伝え、見舞金の増額、生活再建支援、危険箇所の応急処置など要望をいたしました。市では8月17日より見舞金を床上浸水については増額し、床下浸水も新設をして支給を始められ、評価をするものです。しかし、特に床上浸水のお宅では床下のシロアリ対策が必要になったというような思いがけない事態がいまだに発生をしているそうです。国では阪神大震災をきっかけに被災者生活再建支援法が1998年に制定され、2007年に改正をされています。しかし、国の法律や制度の適用にならない場合が多く、県あるいは市独自の支援制度をつくっている自治体があります。上田市でも被災により生活再建が必要な世帯に対し、災害被災者特別支援制度を設けるべきと考えますが、見解をお伺いをいたします。

生活再建支援をしていくにも被害認定は不可欠です。床上、床下浸水の判断はすぐできるわけですが、程度はさまざまです。国は被害認定の基準を柔軟に行う方向を明確にしており、床上浸水の相当数が半壊になる可能性があります。認定には専門家に協力要請して協定を結ぶなど、公平に判断できる仕組みが必要です。現状と考え方を伺います。

以上で第1問といたします。

○ 議長（南波 清吾君）総務部長。

〔総務部長 山本 謙二君登壇〕

○ 総務部長（山本 謙二君）おはようございます。古市議員から災害対策につきましてご質問をいただきました。お答えを申し上げます。

まず、豪雨災害の被災により生活再建が必要な世帯に対して災害被災者特別支援制度、これを設ける考え方についてお答えをいたします。お話しのとおり、上田市では7月から8月の間に市内各所におきまして雷を伴った激しい集中豪雨や突風等に見舞われ、河川の増水による建物浸水や土砂災害、倒木、降ひょう等々による甚大な被害が発生いたしました。特に8月2日の短時間の集中豪雨は、染屋浄水場にございます気象庁の雨量観測局で記録的な雨量を計測したほか、菅平では時間雨量が58ミリと、100年に1度の被害を想定する洪水ハザードマップの数値と同じとなるなど、記録的な降水量となったものであります。市では災害発生の翌日から職員を動員いたしまして、主に床上浸水の被害を受けた住家における家財の搬出、泥上げ、消毒作業等を行いまして、上田市防災支援協会のご協力もいただき、ごみの収集、運搬、道路清掃などの応急措置を約1週間にわたり実施をいたしました。また、応急措置がほぼ実施された以降は、床上浸水または床下浸水に遭われた皆様に対して、長野県や上田市社会福祉協議会と連携し見舞金をお届けしたほか、特に被害が集中した地区では支援制度の手続についての説明会を上小地方事務所、上田建設事務所と共同で開催し、市県民税や上下水道料金の減免、市営住宅の入居受け入れなど、災害に対するさまざまな支援の対応に取り組んでいるところでございます。

さて、ご質問の災害被災者特別支援制度の創設でございますが、阪神・淡路大震災や中越地震など激甚災害に対しては災害救助法及び被災者生活再建支援法に基づいて、被災者への救助や支援が定められております。これは、国が法令で定め、支援の対象となる自然災害については、10世帯以上の住宅全壊被害が生じた市町村などかなり大規模な災害を対象としているため、上田市での今回の豪雨災害は法に基づくところの災害支援金の支給の対象とはなりません。しかしながら、市といたしましては、今回の災害が上田市においてまれにみる大災害であることを認識いたしまして、被災された住民の皆様の一日でも早い生活再建と経済的な負担の軽減を図る対策として、現在建物の復旧に要しました費用について支援措置を具体的に検討しているところでございまして、この中でお話ございました被害認定につきましても、国が示す災害の被害認定の基準、あるいは平成18年豪雨災害の際に岡谷市が実施いたしました支援金制度、こういったものを参考にしながら、ご指摘の公平性の確保、こういった点にも留意しながら考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○ 議長（南波 清吾君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。前向きな検討をされているというご答弁でした。早急に具体化されること、改めて申し上げておきたいと思えます。

それでは、次の質問です。8月2日の豪雨災害は、矢出沢川と幾つかの用水路のはんらんが主な要因でした。矢出沢川は1級河川で、長野県の管理、農業用水路は水利組合が管理をされています。台風シーズンを控え、2次災害が懸念されますが、危険箇所の応急処置、水路の管理など、県や関係機関との連携はどのようにしているか、お伺いをいたします。

このたびの豪雨災害は、農業用施設、農地にも大きな被害がありました。緊急事業については専決処分されていますが、のり面崩落が非常に多く、ゲリラ豪雨や台風によって被害が拡大することが心配されています。今議会の市長提案説明の中では、河川、農業用施設などの本復旧に適正な時期に関連予算を計上するとされています。受益者負担のある農地についても、必要に応じ、また条件の整ったところから予算計上して復旧工事を行うべきと考えますが、見通しをお伺いをいたします。

また、田畑に大量の土砂が流れ込み、農作物にも大きな被害が特に真田地域では出ております。加えて、土砂を取り除いても土壌変化など農業が続けていけるのか、心配なところがあります。被災した農家が農業を継続できるような支援が必要ですが、どのような対応を考えてられるのか、お伺いをいたします。

○ 議長（南波 清吾君）都市建設部長。

〔都市建設部長 清水 治彦君登壇〕

○ 都市建設部長（清水 治彦君）矢出沢川の管理者であります県との連携についてご答弁いたします。

矢出沢川は、太郎山南斜面の山麓地域と住吉及び中心市街地北西部の住居地域を流域とし、金剛寺地区の源流から諏訪部地区の千曲川合流点までの長野県が管理する1級河川でございます。この河川は、自然環境に恵まれ、中流部において、古くは上田城の外堀として活用されるとともに、生活用水として利用されてきた経緯もあり、歴史を感じさせる石積み、自然石を利用した護岸や制水工が多く見られるなど、比較的周囲の環境に配慮した河川整備がなされてきました。去る8月2日夜半には、この流域に短時間に非常に大量の雨が降るゲ

リラ豪雨となり、過去に経験したことのない異常出水が発生しまして、蛇沢地区から諏訪部地区の至るところで河川がはんらんし、周辺の建物が床上、床下浸水等の甚大な被害を受けました。また、国道18号の矢出沢川橋では橋の欄干の中段まで水位が上昇し、道路が冠水するなど、7時間にわたり通行どめになり、公共交通機関にも大きな影響を及ぼしました。

この豪雨によりまして、矢出沢川につきましては、湾曲箇所や狭窄箇所におきまして洪水の衝撃や溢水のために護岸が侵食され、また河川勾配の急な箇所には強力な掃流力が発生し、河床が洗掘され、護岸の倒壊や決壊、護床の洗掘が生じるなどの被害が発生するとともに、川の平瀬等に流木や土砂が堆積しました。このため、上田建設事務所では、災害発生の日から決壊した護岸や、さらに崩れそうな箇所の7カ所に大型土のうを設置し、2次災害の防止に努めたところでございます。また、流木や堆積土砂の搬出など13カ所を含め、矢出沢川全体で20カ所の応急復旧工事を実施したところでございます。中でも蛇沢川下流の護岸が決壊し、民家の土台付近まで侵食された箇所では、当該世帯に対し避難勧告を発令しました。当箇所につきましては、大型土のうによる土どめとコンクリートによる根継ぎ工事を行い、8月9日には現地にて安全を確認し、避難勧告を解除いたしました。

また、諏訪部地区の準用河川前川との合流部は屈曲箇所でありまして、本流や支流の前川も溢水し、広範囲にわたり工場や住居が1メートルを超える床上浸水の被害を受けました。このため、県では合流箇所へ土のうによる護岸のかさ上げと堆積した土砂の撤去などの河床整理を実施しました。また、当地区においては出水状況がわかるように、8月中に水位標の設置をしまして、今後さらに監視カメラを設置し、インターネットを通じ常時確認できるような対策を早急を実施するとのことであります。なお、市としましては、支流の前川について、合流地点での逆流による溢水防止のため、護岸のかさ上げを実施中でありまして、今後も県と連絡を密にとり、災害復旧工事が円滑に進むよう対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（南波 清吾君）農林部長。

〔農林部長 峰村 万寿夫君登壇〕

○ 農林部長（峰村 万寿夫君）災害対策について、農業施設及び農地関係についてお答えいたします。

7月及び8月の豪雨災害におきまして、市内では頭首工や用水路、農道等の農業用施設で約110カ所を超える施設が被災いたしました。市といたしましては、営農上早急に対応する必要がある箇所について専決予算により対応し、水路の流入土砂の撤去等を行い、用排水機能の確保を図るとともに、危険な状況にあり2次災害の生じるおそれのある農業用施設等を最優先に応急復旧を実施してまいりました。市内の用水路の管理体制でございますが、一般的には水利組合等が取水あるいは分水箇所の水門の操作や管理を行っております。なお、市からは毎年ため池や水路等の管理者である土地改良区、水利組合及び自治会長あてに文書で梅雨、集中豪雨、台風等の災害防止に関する措置について通知させていただいております。なお、今回7月2日の豪雨災害を受け、再度土地改良区及び水利組合に日常の施設の点検と水門等の操作体制の強化について依頼したところでございます。

しかし、今回8月2日に床上、床下浸水が多く発生しました市街地を流れる用水路におきましては、周辺地域で時間雨量、1時間当たり56ミリメートルという記録的な降雨量のゲリラ豪雨によりまして、その排水が一気に用水路に流入したものと考えられ、そのため用水路の増水が予想以上に早く、溢水等による被害が多く発

生したものと考えられるところでございます。

なお、水利組合等の役員の皆様の高齢化や兼業化が進んでいる状況もある中で、市街地を流れる用水路の管理体制につきましては、関係する水利組合や自治会の皆様を交えて協議、確認することが必要であると考えております。災害発生等に備えまして、迅速確実な対応ができる体制づくりに向けて、現在それぞれの関係者の皆様と協議を進めております。また、今後被災地域の用排水の系統などの現地調査を実施しまして、改修が必要な施設につきましては、関係する皆様と協議しながら、改修等を順次進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、農地の復旧に対する取り組み状況でございますが、7月及び8月の豪雨災害により被災した農地は、現在までに確認しているもので上田地域で水田が16カ所、畑が73カ所、真田地域では水田が28カ所、畑が同じく28カ所、また丸子地域では水田が15カ所、畑が31カ所で、これらの総合計で上田市内191カ所でございます。被災した農地の主なものは、議員ご指摘のとおり農地のり面の崩落が主であります。土砂等が住宅地に流れ込むおそれのある箇所や2次災害が予想される危険な状態の箇所及び営農に支障を来すような被災箇所から8月専決予算で本復旧または仮復旧工事を順次実施してきております。また、国の災害査定を受けて国庫補助の災害復旧事業として実施する箇所や、収穫後に復旧工事を実施すべきと思われる被災箇所につきましては、今後補正予算での対応を予定しております。

農地災害の復旧工事につきましては、工事の施工内容やそれに伴う地権者の皆様からの負担金について、今後関係自治会または農家組合等を通じて地権者の皆様と調整してまいります。なお、農地の災害復旧につきましてご不明な点等がございましたら、市役所の農林部土地改良課、または各自治センターの産業観光課のほうへ随時ご相談をいただきますようお願いいたします。

次に、被災した農家への支援についてでございます。今回8月2日の豪雨で真田地域の農業用水路の決壊により水田への土砂の流入による水稲及び大豆への被害と土砂崩落によりリンゴの倒木等の農作物の被害が発生いたしました。被害面積は約2ヘクタールで、被害額は270万円余でございます。被害を受けられた農業者の皆様に対しましては、心よりお見舞いを申し上げます。支援策といたしまして、土砂の流入により農用地の被害に対しましては、稲の収穫を待つて土砂の排除や水路の改修を行い、農作物の生産の再開に支障ないよう対応を図るとともに、作物補償につきましては、農業災害補償法に基づきます水稲共済金の早期の支払いを東信農業共済組合に要請をしましてまいりたいというふうに考えております。また、農業改良普及センターやJAと連携を図りまして土壌改良の必要性の有無を調査し、状況に応じて土壌改良剤の投与に対する助成を行うことで水稲生産への影響軽減措置を実施してまいります。また、果樹につきましては、樹勢の回復にかかる費用の助成を行う予定であります。被災された皆様が今後も農業経営を維持、継続できるよう支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○ 議長（南波 清吾君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。それぞれ前向きな、また迅速な対応をよろしく願いたいと思います。

それでは、危機管理体制について質問いたします。近年は地球温暖化の影響か、ゲリラ豪雨のような思いが

けない災害があちこちで発生をしております。上田市もその傾向が顕著です。現在の上田市の危機管理室は総務部ですが、室長は行政管理課長が兼務されています。ほか職員は2名です。気象の警報が出ると待機され、情報収集や庁内の関係部署の指揮に当たられています。災害が出ればその対策に追われ、ことしは特にこの体制でご苦労が多かったことと思います。災害がなくとも危機管理室はハザードマップの活用や自主防災組織の啓発など、日常的に防災活動を推進する役割があります。市長提案説明でも気象変動によって引き起こされるあらゆる自然災害などへの対策強化が急務とされています。

そこで、伺いますが、危機管理室を課として独立させ、例えば消防部から防災専門の職員を配置して体制の拡充を図るべきと考えますが、見解をお伺いをいたします。

○ 議長（南波 清吾君）総務部長。

〔総務部長 山本 謙二君登壇〕

○ 総務部長（山本 謙二君）危機管理室を課として独立させ、体制の拡充というご質問でございました。現在の危機管理室でございますが、平成19年4月の組織改正におきまして、自然災害やその他の危機により迅速に対応するため、それまでの総務課危機管理係から課に準ずる室として独立をいたしました。組織改正前の係制当時から災害対策及び防災計画を初めとする危機管理の総合調整業務を主として担っておりましたが、この組織改正にあわせて消防部予防課から自主防災組織の育成や施設整備、また女性消防隊に関する業務を移管しており、さらに現在完成間近になっております防災行政無線設備の整備事業なども担当をしているところでございます。危機管理室発足以来の職員体制、議員からお話のあったとおり3人体制ということでありまして。ことしの3月までは消防職を退職した職員、自主防災組織にかかわる業務移管などへの対応ということで、嘱託として1名配置してきた経過もございます。

災害対策につきましては、大地震、台風など従来から必要とされてきた自然災害への備えにとどまらず、近年では地球温暖化、気象変動とともに、都市化、高齢化社会の進展など社会環境の変化も影響しまして、災害が複雑化、多様化する様相を呈しております。自治体における危機管理体制の重要性、これはますます高まっているものと認識をしております。上田市につきましても、ことしのように頻発する局地的豪雨災害への対応、あわせて大雨等の警報発令時における警戒体制や初動体制に万全を期すためにも、限られた職員配置の中でございますが、お話しの方の危機管理室の体制、これを今後充実していく必要があるものと認識をしております。

こうした状況下で、ご案内のとおり、広域連合消防本部の一本化というものが進められまして、ことしの4月から消防職員の身分を広域連合へ移管しております。こうした中で、市町村事務に区分される消防団や水利等に関する事務につきまして、広域連合の職員が市の消防部職員を継続して兼務する体制により取り扱っております。こうした現状の体制を踏まえまして、ご質問の方の危機管理室の充実ということにつきましては、申し上げたこの消防事務のあり方にもかかわる課題として総合的に検討していく必要があるというふうと考えております。また、当然のことですが、災害への迅速、的確な対応は市役所組織全体の中でそれぞれの役割を十分に発揮することによってなし遂げられるものであると、こういう中でこの司令塔として危機管理室の充実というものが求められるところでございます。

今回の災害は、災害に対する職員の意識とともに、初動体制のあり方、今後の対策等々学ぶべきことが多くあったととらえておまして、こうした教訓を生かし、災害発生時における各部局並びに県等関係機関との役

割分担、より円滑な連携機能の充実など、全庁あるいは全市的な体制強化にも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 議長（南波 清吾君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。もう一つの大きな課題であります公共交通整備について質問をしてみたいです。

日本の各地で高齢化でマイカー運転が困難になる人がふえ、生活交通は危機的状況とされています。高齢化社会のもと、すべての国民が生活の質を向上させるためには、身近な地域での公共交通整備、充実が必要です。まず、基本的な考え方を伺います。だれもが安心して安全に住み続けられるまちづくりの土台として公共交通を位置づけるべきと言えます。土台の公共交通が不十分であれば、医療、福祉、教育、観光などの施策も十分にその成果が発揮することができません。その意味で自治体本来の業務として位置づける必要があります。見解をお伺いをいたします。

合併によってさまざまなサービスの平準化が図られてきましたが、地域交通についてはその成り立ちの経過からいろいろな地域があるという現状です。旧市町村で取り組んできたことは続けていくことが基本ですが、福祉政策でカバーしてきたこともあるわけです。旧真田町では70歳以上のひとり暮らしの高齢者に福祉タクシー券が配布されていましたが、合併によって廃止をされてしまいました。真田地域は循環バスもなく、高齢者の交通手段の確保についてはおくれた地域となってしまいました。新市の一体感醸成のためにこの公共交通整備についても地域間のサービスの平準化、公平性、統一性を目指すべきと考えますが、見解をお伺いをいたします。

○ 議長（南波 清吾君）都市建設部長。

〔都市建設部長 清水 治彦君登壇〕

○ 都市建設部長（清水 治彦君）公共交通の整備はまちづくりの土台と考えるが、市の基本姿勢はどうかというご質問をいただきました。地域の公共交通は、運転免許を持たない児童や生徒、また高齢者等のいわゆる移動制約者にとりまして、通学や買い物、医療施設への通院などの日常生活を送っていくために必要不可欠な地域の装置でございまして、生活の基盤となっております。また、観光振興や商業の活性化の観点からも、公共交通の果たす役割が再認識されてきております。特に昨今は二酸化炭素排出削減といった環境面からのマイカー依存社会の見直しや、高齢化社会の到来による移動制約者の増加、高齢運転者の交通安全などの側面からも公共交通の必要性が改めて見直されてきており、議員ご指摘のとおり、まさに公共交通はまちづくりの礎でございまして、市といたしましても公共交通の整備は大変重要な課題と認識しております。

続きまして、地域間でのサービスの平準化、公平性、統一性についてどのように考えているかというご質問をいただきました。市内のバスを中心とした公共交通につきましては、主要な交通結節点である鉄道駅を起終点として、それぞれの地域間を結ぶ基幹路線バス、また地域内の循環バスなど、それぞれの地域の住民ニーズや地形的な条件等もあり、地域の実情に合わせて運行を行ってきております。一方、市では拡大した市域における交通空白地域の解消と少子高齢化社会に対応した効率的、効果的な交通システムの構築を目指し、平成20年に策定いたしました公共交通活性化プランにおきまして、地域における公共交通の利用状況から基本的なサ

ービスレベルを設定し、原則としてこのレベル以上を確保するような調整をしてきたところでございます。今後さらに公共交通の活性化を進めるため、平成20年に設置された法定の上田市公共交通活性化協議会を中心としまして事業の検証を行うとともに、今後の需要等を勘案しながら、利便性向上に向け、運行形態やルートの見直しも視野に入れた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（南波 清吾君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。先ほどご答弁にあった公共交通活性化プランの中で、真田地域に関することについて質問をいたします。

1点目は、傍陽線の一部便を本原地区を迂回させる実証運行が10月から始まるということですが、その概要はどのようなものか。

2点目は、真田地域の老人センター送迎用のふれあいバスを途中乗下車可能として循環バス化し、既存のバス路線と接続できるよう検討していくというプランがありました。この計画は住民の皆さんから要望も多く、大きな期待が寄せられています。昨年度はセンター内である程度検討が進められ、地域協議会、自治会長との懇談会などでも報告をされました。その後の進捗状況をお伺いいたします。

○ 議長（南波 清吾君）真田地域自治センター長。

〔真田地域自治センター長 笠原 茂正君登壇〕

○ 真田地域自治センター長（笠原 茂正君）まず、真田地域の傍陽線の一部の便についての本原地区迂回についての概要をちょっと申し上げたいと思います。

本原地区は、赤井を起点として昭和62年まで、また十林寺を起点として平成8年まで、赤坂を經由して上田駅までのバス路線が運行されておりましたが、ワンマンバスの導入や利用者の減少などの理由によりまして廃止された経過がございます。しかし、この地域は団地造成等により住宅建設が進み、定住人口もふえておりますが、国道より東側の集落はバスが通らない公共交通空白地域となっており、以前のようにバス運行ができなにかとの要望が出されて検討されてきておりました。

検討の中で、国道144号線を走る傍陽線の本原地区の中心部へ迂回させ、利用者増を図る案が出され、現行の本原バス停での利用者の状況について、主管課において面接方式によるアンケート調査を1週間実施してまいりました。その中で、畑山地区の小学生が神科小学校への通学に利用している便を除き、上田駅方面12便中11便を迂回させ、傍陽方面12便中10便を迂回させる計画をいたしました。なお、実施に向けまして傍陽、長、本原の3地区において地元説明会を行うとともに、真田自治会長行政懇談会や真田地域協議会において説明を行い、了承をいただいております。

引き続き7月28日は、上田市公共交通活性化協議会にもお諮りいたしまして了承を得て、現在運行事業者である上田バス株式会社が国土交通省北陸信越運輸局への路線変更手続を行っておるところでございます。この実施時期につきましては、10月1日からを予定しております。迂回による運行時間の延長は5分程度の時間がかかる予定でございますが、本原小学校前の県道が一部狭いため、対向車によっては若干時間がかかるかと思っております。また、この迂回による運賃及び定期券の金額の変更はないということでバス会社と確認をしておるところでございます。なお、運行に当たっては、真田地域ほか関係地域の皆さんに路線マップと時刻表を

9月中旬をめどに配布する予定となっております。

いずれにいたしましても、地域の皆さんには公共交通活性化に向けた「乗って残す、乗って活かす」積極的なご利用をお願い申し上げます。

続いて、真田地区内のふれあいバスを循環バスのように途中乗下車可能にするという検討を進めているがとのご質問でございます。平成20年3月に出された公共交通活性化プラン及び上田市公共交通活性化協議会の設立を受けて、真田地域内において将来に向けてのバス運行のより効率的なサービス向上を検討するため、自治センターの職員11名を構成といたしまして、真田地域バス運行改善検討会議が平成20年秋に設けられました。この会議の検討内容は、当地域のバス運行の現状及び住民ニーズを把握し、それらから導き出された課題等を解決するための具体的改善案を提案することで行ってまいりました。同会議の検討内容は次の2点でございます。

第1点は、本原地区の路線バスについて、現在の3路線、真田線、菅平線、傍陽線の重複する区間のうち1路線を本原地区に回せないか、第2点目は、公共交通活性化プランに掲げられたふれあいバスの途中乗下車実施の検討、当地域内を通過する路線バスとの接続、またルートの変更等によりサービス向上は図れないかを検討してまいりました。検討結果は次のとおりでございます。第1点目の本原地区へのバス迂回については、先ほどご説明したとおりでございます。第2点目のふれあいバスにつきましては、平成5年度から運行を始め、高齢者を対象に老人福祉センターやふれあいさなだ館への送迎を目的に無料で利用していただいております。既に17年を経過しており、地元の高齢者の皆様には施設利用が容易にできると好評をいただいているところでございます。検討会議ではふれあいバスの途中下車につきまして、既存の2つの路線バスと競合やネットワーク構築による利便性向上に向けた議論がございまして、この中では議論を進めるために、利用者のニーズの把握等を行う中で結論を出す必要があると結論に達したところでございます。そして、当面はふれあいバス本来の目的である施設への無料送迎をそのまま踏襲し、施設利用者の利便性を図れるようルートの変更を行うこととなりました。本年4月から本原地区や長地区の一部をルート変更し運行しているところでございます。

ふれあいバスの循環バスへの転換につきましては、今後デマンドバス、自主運行バスなど幅広い検討をする中で、いかに高齢者などの交通弱者の交通手段の確保や交通不便地区の解消等を図るかなど、さらに議論を進める必要があると認識のもと、昨年度までの真田地域協議会の分科会において、真田地域バス運行改善計画についての検討をいただきましたが、今年度からは新たに地域の活性化に向けた交通ネットワークの整備としてテーマを絞って再度真田地域の公共交通について、本年10月から本原地区路線バス迂回の実証運行の結果もフィードバックしながら積極的に研究し、検討してまいりたいので、よろしく申し上げます。

○ 議長（南波 清吾君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）時間がなくなってきましたが、真田地域のことは前向きな検討されるように、活性化プランに盛り込まれた内容を十分認識をされて、また本庁の地域交通政策課と十分連携をとって、そして地域ニーズ、一番大事にさせていただいて検討されるよう改めて申し上げておきたいと思っております。

次は、利用者をふやす取り組みをお聞きしたいと思いますが、1つだけ、では申し上げたいと思います。市は利用者をふやすためどのような施策を実施されているか、また検討されているか。青木村では高校生の通学定期、回数券の購入に半額補助をしております。利用者が倍増をしたそうです。また、高い路線バス料金、例



えば上田から菅平1,200円かかっております。高齢者には割引クーポンを発行することなど考えられないか、提案をしたいと思います。利用者をふやす取り組み、厳しい経営を強いられているバス会社を支え、地域交通を守っていくには、行政も、業者も、住民も協力して利用者をふやす取り組み、求められていると思います。答弁をよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わりといたします。

○ 議長（南波 清吾君）都市建設部長。

〔都市建設部長 清水 治彦君登壇〕

○ 都市建設部長（清水 治彦君）利用者をふやすための市の取り組みはどうかというご質問をいただきました。公共交通の活性化を目指しさまざまな取り組みを進めておりますが、公共交通の利用者の減少傾向に歯どめがかからない状況が続いております。このため、市ではさらなる利用促進を図るため、多くの市民の皆様に乗っていただける支援策についても検討してまいりたいと考えております。具体的な検討はこれからになりますが、関係部局と連携しながら、高齢者の外出支援施策や交通事故の防止の側面から、高齢者や運転免許返納者に対して一定額の公共交通利用補助券を交付するなど、市民の皆様の運賃負担の軽減を内容とした新たな利用促進策の検討も必要と考えております。また、議員ご質問のありましたことにつきましても、関係部局とまた検討してまいりたいと考えております。

そのほかに、上田電鉄別所線では買い物客に「お帰りきっぷ」を配布するサービスを試行的に始めましたが、好評のため期間を延長することになったとお聞きしております。こういった取り組みが路線バスにおいても実施できないか、商店街連合会等の関係団体とも協議を始めております。

いずれにいたしましても、公共交通を維持していくためには、市民の皆様お一人お一人が公共交通の厳しい状況を認識いただいて、みずから「乗って残す、乗って活かす」というご認識のもと、みずから公共交通を守り育てるという直接的な行動を起こしていただくことが重要であります。この場をおかりしまして市民の皆様には公共交通の積極的な利用をお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（南波 清吾君）古市議員の質問が終了しました。